

お知らせ

2014年3月6日

新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一

今般、当社は、グループ会社であります関西国際空港土地保有株式会社における「第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務」の発注を予定しており、については本業務を受注頂く方をプロポーザル方式（企画提案）により決定することと致します。この方式は、当社の提示する条件に基づき企画提案書をご提出頂いた後、当社の審査員がその内容を審査し、最終的に本業務委託者を決定するものです。

つきましては、下記のとおり企画提案の募集を行いますので、本件のプロポーザルに参加される方は、内容をご確認の上、ご応募下さい。

記

1. 発注案件の概要

(1) 件名

第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務

(2) 発注業務（以下、本業務と記載）の概要

株主総会において、会場内の大型スクリーン等を使用し、会社事業報告の内容を図表等で分かり易くビジュアル化表示するとともに、あらかじめプロのナレーターによって録音したナレーションを再生することで、株主の理解を促進すると同時に、議長（社長）の負担を軽減し、議事進行に専念できる環境を整えるもの。事業報告用画像資料（パワーポイント）の作成、ナレーションの録音、編集、総会リハーサル及び株主総会本番におけるスクリーン・プロジェクター等の調達、設置並びに機器操作等の要員の派遣等。

(3) 契約期間（予定）

契約締結日から2014年6月30日

(4) 予定価格

3,000,000円（税抜）を上限とします

2. 応募方法及び手続

- ① プロポーザル参加申込書 2014年3月14日（金）16時00分 厳守
- ② 企画提案書及び見積書 2014年4月1日（火）16時00分 厳守
- ③ 選考 2014年4月2日（水）～4月4日（金）

応募手続きについては、本紙「4. 応募手続き」ならびに別紙「第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務に関するプロポーザル説明書」をご参照ください。

3. 応募条件

(1) 取引希望の登録

当社における新関西国際空港 取引希望申し出の「イベント企画・運営（その他）部門」に登録されていること。なお、未登録の場合は、提出書類と併せて、取引希望申し出関係書類の提出を行うこと。取引希望未登録で、提出を希望される方は、当社ホームページ「発注情報」の取引希望申し出専用ホームページ (<http://www.nkiac.co.jp/order/torihiki.html>) をご覧ください。

(2) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等（次の①～③）のある複数の者（以下、「複数の者」とする。）の同一入札への参加は認めないこととします。

①資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ・①又は②と同視しうる関係が認められる場合

(3) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

①個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(4) 上場企業の株主総会ビジュアル化サポート業務の取扱実績、または関西空港会議場（ホテル日航関西空港）で国際会議・セミナー等の取扱実績のあるもの。

4. 応募手続

(1) 方法

① 本件業務に係る企画提案の意思のある者は下記の書類を期限内に郵送又は持参にてご提出してください。当社にて応募条件の確認をさせていただきます。

- 1) プロポーザル参加申込書：別添の申込書に押印すること
- 2) 秘密情報に関する誓約書：別添の誓約書に押印すること
- 3) 前記3.（4）を示す書類（契約書等の写し（金額等の部分を消すことは可）等）

参加申込書の受付期限 **2014年3月14日（金）16時00分 厳守**

② 参加申込書の締切後、「3. 応募条件」を満たす全ての参加申込者に対して、企画提案のご案内を致します。

③ 企画提案書及び見積書を以下の期日までに郵送（又は持参）にて提出ください。

i. 企画提案書 紙媒体 5部（A4サイズ） / 電子媒体（CD-R等）一式
提案書には以下の【企画提案書の構成】の項目は必ず含まれる構成とし、
その他は任意で企画提案ください。

ii. 見積書 5部

企画提案書及び見積書の受付期限 2014年4月1日（火）16時00分 厳守

【企画提案書の構成】

1. 提案いただきたい内容	
<u>①事業報告用画像資料のデザインサンプル（5～10枚程度）</u>	
<u>②リハーサル及び株主総会における以下に掲げる機器の調達、設置並びに機器操作等の支援要員派遣についての内容</u>	
	総会用（全体リハーサル用）
(1) 150インチスクリーン	2式 (2式) ※会場備品使用
(2) 液晶プロジェクター	2台 (2台)
(3) 15インチ液晶ディスプレイ	1台 (1台) オペレーター用
(4) 10インチ液晶ディスプレイ	10台程度 (7台程度) 関係者席用
(5) PCオペレーター	2名 (2名)
(6) その他(1)～(5)の設置に要する器具、配線等	
※前日調整時は、総会で使用する機器を設置並びに操作して行う。	
2. 必要経費	
<u>①準備費（資料作成、ナレーション費用など）</u>	
<u>②会場運営費（機材、オペレーター費用など）</u>	
<u>③人件費</u>	
3. 実績	
<u>①上場企業の株主総会ビジュアル化サポート業務の取扱実績、または関西空港会議場（ホテル日航関西空港）で国際会議・セミナー等の取扱実績</u> できる限り具体的な社名を例示ください。	
4. 体制・スケジュール	
<u>①サポート体制</u>	
<u>②調整窓口</u>	
<u>③総会当日までのスケジュール</u>	

(2) 審査対象について

本選考では画像資料（パワーポイント）のわかりやすさ、会場内レイアウト及び導入機材、画像資料（パワーポイント）修正や録音編集に対する実施体制（迅速性）、総会当日のサポート体制（機器の設置、操作）、価格等を総合的に評価し、審査いたします。

(3) 提出先

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
新関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ 担当：関本

5. 企画提案の選考

(1) 審査方法

企画提案の審査は、別紙に挙げる評価項目に基づき総合的に評価し選定します。

(2) プレゼンテーション

本選考についてはプレゼンテーションを実施いたしません。ご提出いただいた資料等に基づき審査いたします。

(3) ヒアリング

本選考では、必要に応じて電話・電子メール等でヒアリングを実施する場合があります。

6. 失格条件

以下の条件にひとつでも該当する場合、本競争参加者の資格を失います。

- ・ プロポーザルの内容に虚偽があるもの
- ・ 本企画の情報を他の関係機関に漏洩した場合
- ・ その他応募者が本選考の公正さを著しく阻害したと判断される場合

7. 最終選定結果の通知

2014年4月第2週頃に契約候補先選定の旨の通知を致します。また、残念ながら契約候補先とならなかった提案者様についてもその旨をご連絡致します。なお、公平性を保つため選考結果に関する問い合わせには応じられません。

8. 契約相手方の決定方法

契約候補先と契約内容について協議し、合意に達すれば契約となります。合意に達しない場合、最終選定における次点の企画提案者との間で同様の協議を行う場合があります。

9. その他・留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書等すべての書類の作成および提出に要する一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした応募者あるいは現に更生手続き中の応募者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした応募者あるいは現に再生手続き中の応募者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)をご提出ください。
- (4) 各提案者から提出頂いた提案書等の全ての書類については、選考結果に関わらず原則返却いたしませんので、ご了承ください。

10. スケジュール

	3月				4月			…	6月		
企画提案募集	←————→							…			
社内選考					←————→			…			
決定通知・契約手続き						←————→		…			
打ち合わせ・制作開始・調整								←……→	————→		

11. 本件に関するお問い合わせ先・連絡先

新関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ 担当：関本

TEL: 072-455-2127

FAX: 072-455-2044

E-mail : sekimoto@nkiac.co.jp

【別紙】採点表

審査項目	評価の視点	評価の ウェイト
画像資料 (パワーポイント) のわかりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・画像資料(パワーポイント)が視覚的にわかりやすく、理解しやすいか。 ・デザインが明瞭であるか。 など 	17%
会場内レイアウト 及び導入機材	<ul style="list-style-type: none"> ・会場規模に見合う適切なレイアウトであるか。 ・必要十分な機材を導入できるか。 など 	17%
画像資料(パワー ポイント)修正や録 音編集に対する実 施体制【迅速性】	<ul style="list-style-type: none"> ・画像修正や録音編集に対して、迅速に対応できる体制であるか。 など 	20%
総会当日のサポー ト体制【機器の設 置、操作】	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制が十分か。 ・調整窓口は適切か。 など 	20%
価格【コスト】	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容に見合った費用か。 ・費用根拠が明確で、十分に精査された見積もり内容となっているか。 など 	26%

第 30 回定時株主総会ビジュアル化サポート業務に関する

プロポーザル説明書

1. 件名

第 30 回定時株主総会ビジュアル化サポート業務

2. 実施日及び場所

・実施日

全体リハーサル : 2014年6月13日(金)

前日リハーサル : 2014年6月25日(水) 午後※

株主総会 : 2014年6月26日(木) 午前10時開始

※総会前日午後には、機器搬入後の最終確認にあわせ、リハーサルを予定しております。遅くとも午後3時頃までに開始予定です。

・場 所

関西空港会議場 1階「鶴の間」(ホテル日航関西空港内)

3. 業務内容

①事業報告用画像資料の作成及びナレーションの録音、編集。

ただし、写真データは提供します。

(1) 画像資料 (パワーポイント) 制作枚数 60枚～90枚程度

(2) ナレーション録音時間 15分～20分程度

(ナレーターは女性。収録後の修正再収録の可能性有り。)

②リハーサル及び株主総会における以下に掲げる機器の調達、設置並びに機器操作等の支援要員の派遣。

会場 (鶴の間)

(1) 主画面用機器 … 2式

(役員席背後の大型150インチスクリーン及びプロジェクター)

(2) 議長、関係者用ディスプレイ (各10～15インチ程度)

※前回設置数: 議長席×1台、前列役員席×6台、後列内側席×2台、事務局席×1台 … 合計10台

ただし、リハーサル時は議長席、前列役員席以外への設置は省略可能です。

(3) その他(1)～(2)の設置、操作に要する機器、配線等

※前日リハーサルは、総会で使用する機器を設置した状態で行う。

機材台数等については、株主がよりわかりやすく、より運営しやすい内容でのご提案があれば、仕様変更も検討します。

4. 限度額

本業務の見積金額は、3,000,000 円（税抜）を上限とします。

5. 提出物及び提出期限

企画提案書、見積書はA4サイズで各5部作成の上、2014年4月1日（火）16時までにご提出下さい。（郵送は同日必着）

6. 選定方法

ご提出いただいた企画書及び見積書から、画像資料のデザイン、会場レイアウト、機材設置内容、製作体制、当日のサポート体制並びに費用等を総合的に判断し、契約候補者を選定させていただきます（参照：別添採点表）。

プレゼンテーションによる選定は行いません。

7. 選定結果の通知について

ご提案いただいた業者様には、選定結果を通知いたします。（4月第2週頃）

8. その他

- ・企画提案書には画像資料のサンプルを5枚程度添付して下さい。画像サンプルについては電子メール等によるデータ提出も可能です。
- ・会場の位置・大きさ等は、関西国際会議場 HP 等でご確認ください。
<http://www.nikkokix.com/halls/shisetsu.html>
- ・総会当日までのスケジュール及び当日のサポート体制について、企画書に記載して下さい。なお、6月上旬に役員試写会を予定しております。試写会については当方で運営しますので、機器・人員は不要です。その後も資料の修正・ナレーションの再録音等が発生する可能性があります。
- ・以下の備品を使用することが可能です。その際は、保管場所（新関空会社本社ビル）から会場までの搬出入を行ってください。

◇液晶テレビ46型インチ 1台

◇プロジェクター（4台のうち3台まで）

三洋 LP-XW60 1台

エプソン EMP-760 1台

エプソン EB-X8 2台

- ・本業務で発注した成果物に係る著作権等は関西国際空港土地保有(株)に帰属するものとします。
- ・正式な発注段階で、発注仕様の詳細を決定します。

以上

プロポーザル参加申込書

年 月 日

新関西国際空港株式会社

代表取締役社長 安藤 圭一 殿

新関西国際空港株式会社が発注する「第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務」のプロポーザルに応募したいので、「お知らせ」及び「第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務に関するプロポーザル説明書」の各事項を承知の上、申し込みます。

1. 所在地：

2. 名称：

3. 代表者：

⑩

* 上記代表社印は、本社印以外の支店長印等でも結構です。

【ご担当者連絡先】

氏名：

所属部署：

役職：

所在地：

電話番号：

F A X：

Eメール：

以上

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「第30回定時株主総会ビジュアル化サポート業務」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
新関西国際空港株式会社
代表取締役社長 安藤 圭一 殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「*****」(以下「本目的」という。)に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

(秘密情報)

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの(以下「秘密情報」という。)を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員(派遣労働者等を含む。)並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

(秘密情報の返却)

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

(損害賠償)

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

(協議解決)

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成**年**月**日

住所 【応募者の所在地】*****
【応募者の名称】*****
氏名 【代表者氏名】 代表取締役社長 ***** 印

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称
2. 委託業務の場所
3. 履 行 期 間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4. 委 託 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記の業務について、委託者新関西国際空港株式会社（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
発注者 新関西国際空港株式会社
氏 名 代表取締役社長 安藤 圭一

住 所
受注者
氏 名

(受託者の注意義務)

第1条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2. 受注者は、この契約の履行にあたって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の受任者又は下請負人が暴力団員から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該受任者又は下請負人に指導しなければならない。

(業務委託)

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき頭書の委託金額で委託業務を完了するものとする。

2. 受注者は、仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(著作権の帰属)

第4条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、この条から第8条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第5条 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容

としているときは、各構えにつき1棟ずつ)完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2. 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第6条 受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3. 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第7条 受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第8条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2. 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負

担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(産業財産権)

第9条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

- 2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。
- 3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。
- 4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。
- 5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

(再委託)

第10条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 前項の「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
3. 発注者又は第11条に定める係員は、受注者に対して、受任者又は下請負人につきその名称その他の必要な事項の通知を求めることができる。
4. 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、当該第三者に対して、関係法令を遵守しなければならない。
5. 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第15条の2第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
6. 受注者が第15条の2第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
7. 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(係員等)

第11条 発注者は、受注者が実施する委託業務について担当する職員（以下「係員」という。）を定めて書面をもって受注者に通知しなければならない。

2. 受注者は、委託業務を実施するに当たっては、係員と協議のうえ行うものとする。

(主任技術者)

第12条 受注者は、主任技術者を定め書面をもって発注者に通知するものとする。

(委託業務の報告等)

第13条 発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して委託業務の実施状況について報告を受け又は説明を求める等の措置をとることができるものとする。

(業務内容の変更)

第14条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- 一 解約を申し出たとき。
- 二 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みのないことが明らかなきとき。
- 三 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。
- 四 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
- 五 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あ

るいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。

六 解散したとき。

七 第10条第6項の規定により発注者からこの契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。

八 前各号のほか、この契約に違反し、又はこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は違約金として委託金額の10分の1に相当する額を発注者に支払うものとする。ただし、前項第1号の場合において、受注者の責めに帰さない事由によるときは、この限りではない。

3. 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

一 役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

二 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 第10条第4項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとする場合、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該相手方と契

約を締結したと認められるとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者に対し違約金として委託金額の一割相当額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3. 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(履行期間の延長)

第16条 受注者は、やむを得ない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を明記した書面により委託期間の延長を求めることができるものとし、その延長の期間は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第17条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が当事者双方の責めに帰さない事由による場合、又は発注者の責めに帰す事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務が完了しない場合においては、発注者は、委託期間満了の日の翌日から起算して委託業務完了の日まで委託金額に対して年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の損害金を受注者から徴収する。発注者がその責めに帰すべき事由により第20条の規定による委託金額を支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額（この契約の締結後、委託金額の変更があつた場合は、変更後の委託金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者又は受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項1号に規定する刑が確定したとき。

2. 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じて、年利18.25パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息を発注者に支払うものとする。
3. 発注者は、第1項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を委託金額の支払額から控除する措置をとることができる。
4. 発注者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第21条の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、同項に規定する違約金に相当する範囲内において、委託金額の一部の支払を行わないことができる。
 - 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
 - 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
 - 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
 - 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
 - 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
5. 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払を要しないものとする。
6. 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
7. 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(検査)

- 第20条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に業務完了届を提出しなければならない。
2. 発注者は、受注者から前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）により検査を行わなければならない。

(委託金額の支払)

第21条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、書面をもって発注者にその支払を請求することができる。

2. 発注者は、第1項の請求を受理したときは、その請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに委託金額を支払わなければならない。

(印紙税)

第22条 印紙税法により課せられる本契約書作成に係る印紙税は、全て受注者が負担するものとする。

(秘密情報の取扱)

第23条 受注者は、委託業務を行うにあたり知り得た発注者の秘密情報及び発注者から提供を受けた個人情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩してはならない。

2. 受注者は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

3. 受注者は、委託業務の実施にあたり必要最小限度の役員又は使用人に限り秘密情報を取り扱わせることができる。この場合、受注者は、秘密情報を取り扱う役員又は使用人に対し、必要な教育を実施し、同様の守秘義務を負わせなければならない。

4. 受注者は、秘密情報について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、複写又は複製をすることができる。

5. 受注者は、秘密情報について、委託業務の実施の目的以外に利用してはならない。

6. 受注者は、本契約期間満了時、又は期間満了前であっても、以後秘密情報を保持する必要のなくなったことを発注者受注者で確認した場合は、ただちに、発注者より提供された文書又は磁気ディスク等すべての秘密情報媒体物並びに第4項のただし書の定めるところにより作成した複写物、複製物等を発注者に返還又は復元できない方法により廃棄しなければならない。

7. 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務の再委託を行う場合には、再委託先及びその役員及び使用人に対し、本契約に定める秘密情報の取扱に係る受注者の義務と同様の守秘義務を負わせなければならない。

8. 発注者は、受注者の同意を得た上で、委託業務に係る受注者の作業場所に立入り、秘密情報の管理状況を検査することができる。また、秘密情報の管理につき発注者から報告を求められたときは、速やかに必要な事項を報告しなければならない。
9. 受注者は、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合、ただちに発注者に報告するとともに、苦情対応等、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を受注者の責任と費用負担において講じるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により、秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は、発注者の指示に基づき受注者の責任と費用負担においてこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときはこれらの限りではない。

(協議事項)

第24条 この契約について定めのない事項、又はこの契約に定めている事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴えの管轄については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。